

国土交通省四国地方整備局は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により、国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業の民間事業者を選定したので、同法第11条の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

令和6年11月25日

国土交通省四国地方整備局長 豊口 佳之

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業
民間事業者選定結果

令和6年11月25日

国土交通省四国地方整備局

目 次

1. 事業概要	1
2. 経緯	1
3. 事業者選定方法	2
4. 第一次審査	2
5. 第二次審査	3
6. 審査講評	6

1. 事業概要

(1) 事業名

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

- ・電線共同溝（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項の9に定める電線共同溝（道路の附属物））
- ・道路（車道、歩道等）
- ・道路附属物（道路照明、道路標識等）

(3) 事業場所

- ・所在地：高知県高知市小石木町地区～高知県高知市城山町地区
- ・事業延長：約3.06km

(4) 事業方式及び事業内容

1) 事業方式

BTO方式（サービス購入型）

2) 事業内容

電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物の調査・設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）の維持管理

(5) 事業期間

事業契約締結日から令和36年3月末まで（約29年間）

(6) 事業の実施

落札者は、事業契約を締結後、本事業を実施する。

2. 経緯

民間事業者選定までの主な経緯は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ・実施方針及び要求水準書（案）の公表 | : 令和6年4月12日 |
| ・特定事業の選定 | : 令和6年5月22日 |
| ・入札公告 | : 令和6年5月31日 |
| ・入札参加表明、第一次審査提出書類及び見積書の提出期限 | : 令和6年6月25日 |
| ・競争参加資格審査結果通知 | : 令和6年7月11日 |
| ・第二次審査提出書類の提出期限（入札書を含む） | : 令和6年8月22日 |
| ・落札者の決定 | : 令和6年10月2日 |

3. 事業者選定方法

(1) 事業者選定方法の概要

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）には、P F I や施設の調査・設計から建設、維持管理までの専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用した。

また、審査は第二次審査に進むための競争参加希望者の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第二次審査資料を提出した事業者の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施した。

(2) 事業者選定の体制

四国地方整備局が総合評価落札方式で事業者選定を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝P F I 事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置した。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

有識者等委員会 委員

雨宮 祐樹	高知大学 教育研究部 人文社会科学系人文社会科学部門 准教授
坂本 淳	高知大学 教育研究部 自然科学系理工学部門 講師
田村 祐一	弁護士
那須 清吾	高知工科大学 経済・マネジメント学群 教授

（五十音順、敬称略）

(3) 有識者等委員会の開催経緯

有識者等委員会の開催経緯は以下のとおりである。

令和6年度事業 第1回有識者委員会 令和6年3月18日

令和6年度事業 第2回有識者委員会 令和6年5月15日

令和6年度事業 第3回有識者委員会 令和6年9月19日

4. 第一次審査

(1) 第一次審査の概要

第一次審査は、第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

四国地方整備局は、応募者が入札説明書等へ示す資格要件及び実績等が要件を満たしているか否かの審査を行う。

(2) 応募状況

令和6年6月25日までに1グループの応募があり、競争参加資格があることが確認され、令和6年7月11日に通知した。競争参加資格が確認されたグループは(3)のとおりである。

(3) 参加資格確認グループ

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

代表企業：エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

構成企業：株式会社オリエンタルコンサルタンツ、四国通建株式会社

5. 第二次審査

(1) 第二次審査の概要

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を決定するため、応募者の提案内容等を審査するものである。第二次審査の手順は以下のとおりである。

1) 事業提案審査

応募者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

ア 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足していない場合は欠格とし、それ以外の事業提案は適格とする。

なお、要求水準とは本事業に関する「要求水準書」（入札説明書 添付2）及び「事業者等が付す保険等」（入札説明書 添付4）に定める要求水準をいう。

イ 事業提案審査

事業提案のうち「事業者選定基準」（入札説明書 添付7）に示す内容点項目について、その提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点を付与する。内容点は全体で700点満点とする。

① 有識者等委員会における得点案作成

有識者等委員会において「事業者選定基準」（入札説明書 添付7）に示す内容点項目の内容について優れた提案がなされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の採点を行う。有識者等委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、得点案を作成し、四国地方整備局に提出する。なお、有識者等委員会は、応募者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する。

② 四国地方整備局による審査結果の決定

四国地方整備局は、得点案をもとに、内容点を決定する。

2) 開札

ア 入札価格の確認

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての応募者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

イ 入札価格の点数化方法

入札価格の価格点については、実額での比較を行うこととし、以下の式により算定した点数とする。計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{入札価格の価格点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該応募者の入札価格}} \times 300 \text{ 点}$$

3) 総合評価

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者それぞれについて、1)の事業提案審査による提案の内容点及び2)の入札価格の価格点をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、総合評価値が同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

(2) 事業提案審査

1) 要求水準審査

事業提案が要求水準を充足しているか否かの審査を行った結果、4.(3)に示す応募グループを適格者と判断した。

2) 第二次審査ヒアリング

事業提案審査過程において、応募グループに対して提案内容を確認するためのヒアリングを実施した。

3) 事業提案審査

事業者選定基準に基づき、有識者等委員会において内容点項目の審査を行った。なお、全ての内容点項目について各委員が採点を行い、それらの採点結果を踏まえ委員会の総意で各内容点項目における審査結果案を作成した。

四国地方整備局は、審査結果案をもとに、内容点を決定し、評価の結果として確定した。

内容点項目審査結果は、以下の表のとおりである。

内容点項目	配点	エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社グループ
1. 事業の実施方針及び実施体制	60	25.0
2. 資金調達及び収支計画	60	25.0
3. 施設整備計画	465	227.5
4. 維持管理計画	80	40.0
5. 賃上げの実施	35	0.0
計	700	317.5

(3) 開札及び総合評価

令和6年10月2日に開札を行い、入札価格と予定価格を比較した結果、入札価格が予定価格内であることを確認した。この結果、下表のとおり、「エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ」を落札者として決定した。

応募者	内容点 (①)	入札価格 (税込)	入札価格 ≦ 予定価	価格点 (②)	総合評価値 (①+②)	総合 順位
エヌ・ティ・ティ・ インフラネット 株式会社グループ	317.5	3,844,056,782	○	300	617.5	1 位

(4) VFM 評価

落札者の提案内容に基づき VFM の評価を行った結果、約 11.0%の VFM があることが確認された。

項目	値
①PSC(現在価値ベース)	3,365 百万円
②PFI-LCC(現在価値ベース)	3,014 百万円
③VFM(金額)	351 百万円
④VFM(割合)	10.4%

6. 審査講評

(1) 総評

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の形成やまちづくりの観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

このような要求に対して、以下の応募グループの提案は、基本的な要件を充足しているとともに、企業のノウハウや新技術を活かした優れた提案であった。限られた時間の中で、熟度の高い提案をまとめた提案力を高く評価するとともに、その熱意に多大なる敬意を払うところである。

提案に関する講評は、次のとおりである。

① エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

本事業の実施方針及び実施体制においては、関係機関との円滑な意思疎通体制やツールの構築による施工時の手戻りの最小化などのコスト縮減や工期短縮に関する提案、構成企業間のリスク分担の明確化やリスク顕在化時の対応方法などのリスクに対する具体的な提案があった。

資金調達及び収支計画においては、代表企業の自己資金により事業遂行する提案がなされ、事業資金不足に陥った場合のバックアップについての制度設計など、事業を安定的に継続するための資金の確保に関する提案があった。

施設整備計画においては、施工段階の手戻りの最小化や各種工事の工程最適化による工期短縮、新技術・新工法やICTの活用の導入によるコスト縮減、品質確保、安全性確保などに関する提案があった。また、調整マネジメントにおいては、地元関係者等との具体的な合意形成方策など、円滑な事業推進が期待できる提案であった。

維持管理計画においては、点検・補修・調整マネジメントにおけるBIM/CIMの活用等の具体的な提案があった。

(2) 個別講評

① エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

内容点項目	個 別 講 評
1. 事業の実施方針及び実施体制	1-1 関係機関との円滑な意思疎通体制やツールの構築による施工段階の手戻りの最小化などによるコスト縮減や工期短縮の提案など、事業を実施する上での目標及び重視する点について優れていた。 1-2 構成企業間のリスク分担を明確にするとともに、リスク顕在化時の対応方法など、各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担について優れていた。
2. 資金調達及び収支計画	2-1 代表企業が自己資金により事業遂行することで、資金調達に係る諸費用を削減し、安全対策費や近隣対策費等のリスク対策費へ充当することで、品質向上や事業の安定性に繋げる点について優れていた。 2-2 事業資金不足に陥った際のバックアップに関する提案など、事業を安定的に継続するための資金確保に関する提案があった。
3. 施設整備計画	3-1 BIM/CIM や DX 等の新技術の導入による施工段階の手戻りを最小化する調査・設計や各種工事の工程最適化に関する提案について優れていた。 3-2 コスト縮減、品質確保、安全性確保につながる新技術・新工法、ICTの活用などの提案について優れていた。 3-3 施工時における周辺住民や店舗への騒音・振動の低減策や防塵・飛び石等の対策に関する提案など、生活環境への配慮について優れていた。 3-4 調整マネジメントにおいて、地元関係者等との具体的な合意形成方策など、円滑な事業推進が期待できる提案であった。
4. 維持管理計画	4-1 点検・補修・調整マネジメントにおける BIM/CIM の活用など具体的な提案がなされており、維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検及び補修についての方策について優れていた。
5. 賃上げの実施	5-1 賃上げ実施の表明はなされなかった。

以上